

デイサービスけやき

運営規程

(指定通所介護)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

社会福祉法人 白生会

# 運営規程

(指定通所介護)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 事業所が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)は、要支援・要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)は、利用者の要支援・要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の質の評価を行うとともに、主治医または歯科医師とともに連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たっては、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たる従業者は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。
- (6) 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (7) レクリエーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人白生会デイサービスけやき
- (2) 所在地 青森県五所川原市字敷島町1番地3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (生活相談員と兼務)

管理者は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名以上 (うち1名は管理者と兼務)

生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たる。

- (3) 看護職員 2名以上 (機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、看護その他の指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たる。

- (4) 介護職員 8名以上

介護職員は、介護その他の指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供と送迎業務に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 2名以上 (看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たる。

- (6) 運転手 1名

運転手は、運転業務に当たる。

- (7) 調理員 1名以上

調理員は、調理業務に当たる。

- (8) 事務職員 1名

事務職員は、会計業務に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月1日を除く。

- (2) 営業時間

8:30から17:30までとする。

- (3) サービス提供時間

9:00から17:00までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、通常規模型35人とする。

(指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の内容)

第7条 事業所が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)は、通常規模型通所介護とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 生活指導

生活指導員が利用者や家族の相談に応じ、必要な援助を行う。

(2) 機能訓練

個人の利用者に応じて作成した個別機能訓練計画に基づき訓練を行う。

(3) 介護サービス

移動、排泄等の介護を適切に行う。

(4) レクリエーション

集団でのレクリエーション活動の実施やそれに伴う支援を行う。

(5) 健康状態の確認

血圧、脈拍、体温測定を行い状態把握に努める。

(6) 送迎

事業所は、利用者の居宅と事業所間の送迎を行う。

(7) 食事サービス

事業所は、通所介護計画において、食事の利用を行うこととなっている利用者に対し、食事を提供する体制を確保する。

(8) 入浴サービス

事業所は、利用者に対し一般入浴介助及びリフト浴介助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

1 次に掲げる費用を徴収する。

(1) おむつ代	尿とり	1枚につき	70円
	リハビリパンツ	1枚につき	170円
(2) 食事代	1食		550円

※弁当持参時食事代はかからないが、食中毒に対して事業所は一切の責任を負わない。

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、五所川原市(市浦地区を除く)及びつがる市、鶴田町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒、喫煙はしないこと。
- (2) 原則として、飲食物の持ち込みはしないこと。
- (3) 利用者同士の金銭・物品等のやり取りはしないこと。
- (4) 従業者の指示に従うこと。
- (5) 営利行為、宗教の勧誘及び政治活動を行わないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)に当たる従業者は、現に指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

【協力医療機関】 ・医療法人白生会 白生会クリニック  
・小嶋歯科医院

(非常災害対策)

第12条 防火管理責任者は、消防法施行第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備える為、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、行政等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、利用者に対して事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償する。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、提供した指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に次の手順で対応する。

- (1) 苦情があった場合、管理者が利用者(家族)に直ちに連絡を取り事実を確認する。  
また、必要があれば利用者(家族)宅を訪問する。
- (2) 苦情が通所サービス計画に関するものである場合、担当のサービス事業者に連絡し、苦情を確認する。

- (3) 苦情が居宅サービス計画に関するものである場合、担当のサービス事業者に連絡し、苦情を確認する。
- (4) いずれの場合も速やかに具体的な対応方針を定め、管理者が利用者(家族)に説明する。
- (5) 苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てる。

この規定に定めるものの他、事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人白生会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 1 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止の為次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- 2 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

- 第16条 1 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置)

- 第17条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第18条 1 ハラスメント対策として、職場において行われる業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動等や、利用者又はその家族から受ける社会通念を逸脱した言動等により、従業員の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等、必要な措置を講じる。

2 当事業所及び関連施設等におけるハラスメント等を、利用者又はその家族を含めた関係者において確認された場合は、サービスを終了する場合がある。

(業務継続計画の策定等)

第19条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第20条 1 従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、従業員でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 1 事業所は、全ての通所介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講ずるものとする。

2 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）に当たる従業員の資質の向上の為に、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年5回

## 附則

- この規定は、平成 17 年 3 月 1 日より施行する。
- 平成 17 年 2 月 11 日 柏村、森田村、木造町、車力村、稲垣村が合併し、つがる市。
- 平成 17 年 3 月 28 日 中里町、小泊村が合併し、中泊町となる。
- 平成 17 年 10 月 1 日 介護保険法改正のため、食費 3 0 0 円が利用者負担となる。
- 平成 19 年 4 月 1 日 職員体制員数の変更あり。
- 平成 19 年 10 月 1 日 職員体制員数に変更あり。
- 平成 20 年 4 月 1 日 従業者の職種、員数及び職務の内容に変更あり。
- 平成 20 年 10 月 1 日 定員数 3 0 人に変更あり。
- 平成 21 年 4 月 1 日 介護報酬改定及び事業所規模変更あり。運営規程及び介護予防運営規程を一本化とする。
- 平成 22 年 4 月 1 日 従業者の職種、員数及び職務の内容の変更あり。
- 平成 23 年 4 月 1 日 定員数 3 5 人に変更あり。
- 平成 24 年 4 月 1 日 提供実施区域を五所川原市及び周辺地域に変更あり。
- 平成 25 年 4 月 1 日 従業者の職種、員数及び職務の内容に変更あり。
- 平成 26 年 4 月 1 日 従業者の職種、員数及び職務の内容に変更あり。
- 平成 27 年 4 月 1 日 表紙に作成年月を追加。従業者の職種、員数及び職務の内容、提供時間、サービス利用に当たっての留意事項に変更あり。
- 平成 27 年 6 月 1 日 従業者の職種、員数及び職務の内容に変更あり。
- 平成 28 年 4 月 1 日 運営方針、従業者の員数に変更あり。
- 平成 29 年 4 月 1 日 介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号通所事業）の内容を附則し、運営規程を一本化とする。従業者の職種、員数及び職務の内容、利用料その他の費用の額に変更あり。
- 平成 30 年 1 月 1 日 従業者の職種、員数及び職務と第 1 2 条の内容に変更あり。
- 平成 30 年 4 月 1 日 従業者の員数、その他の費用の一部（食事代等）に変更あり。
- 平成 31 年 4 月 1 日 指定介護予防通所介護の名称削除。従業者の員数に変更あり。
- 令和元年 10 月 1 日 おむつ代、食事代に変更あり。
- 令和 3 年 4 月 1 日 職員体制員数の変更あり。
- 令和 4 年 4 月 1 日 職員体制員数の変更あり。
- 令和 5 年 4 月 1 日 従業者の員数、通常の事業の実施地域、サービス内容、緊急時等における対応方法、事故発生時の対応、苦情処理等、虐待防止に関する事項、身体拘束の原則禁止、感染症の予防及びまん延の防止の為の措置、ハラスメント対策強化に関する事項、業務継続計画の策定等、個人情報保護の保護、その他運営に関する留意事項の変更あり。
- 令和 5 年 9 月 1 日 ハラスメント対策強化に関する事項の追記変更あり。
- 令和 6 年 4 月 1 日 事業の目的、食事代の変更あり。
- 令和 7 年 4 月 1 日 職員体制員数、利用料その他の費用の額、協力医療機関の変更あり。